

27 高医薬第 1098 号
平成 27 年 12 月 17 日

高知県病院薬剤師会長 様

高知県健康政策部医事薬務課長
(公 印 省 略)

向精神薬の適正流通及び管理に関する監視指導の強化について

日頃は、本県の薬務行政にご協力賜り感謝申し上げます。

さて、先般、東京都内で医療機関を開設する医師が大量の向精神薬を営利の目的で不正に譲り渡す事件が発生しました。本件は当該医師が向精神薬を取り扱う卸売業者から大量の向精神薬を購入していたにもかかわらず、医薬品製造販売業者や向精神薬を取り扱う卸売業者等による適切な対応が取られず、結果的に大量の向精神薬が横流しされる事態になったとされています。

本件を受けて、別添写しのとおり平成 27 年 11 月 10 日付けで厚生労働省医薬・生活衛生局監視指導・麻薬対策課長から関係団体、向精神薬を取り扱う卸売業者等との連携をより一層密にし、向精神薬の適正な流通及び管理の徹底を図るよう通知がありました。

つきましては、貴会におかれましても本通知についてご了知いただきますとともに、貴会会員へ周知していただきますようお願いいたします。

なお、県内の医療機関及び薬局へは別添写しのとおり通知を発出していることを申し添えます。

問い合わせ先

高知県健康政策部医事薬務課

薬事指導 高尾、土居

〒780-8570

高知市丸ノ内 1 丁目 2 番 20 号

TEL 088-823-9682

FAX 088-823-9137



薬生監麻発 1110 第 3 号
平成 27 年 11 月 10 日

各都道府県衛生主管部(局)長 殿



厚生労働省医薬・生活衛生局
監視指導・麻薬対策課長
(公印省略)

向精神薬の適正流通及び管理に関する監視指導の強化について

今般東京都内の診療所の医師が、大量の向精神薬を営利の目的で不正に譲り渡す事件が発生し、関東信越厚生局麻薬取締部が同人を麻薬及び向精神薬取締法違反で逮捕しました。本件においては、当該医師が向精神薬を取り扱う卸売業者から大量の向精神薬を購入していたにもかかわらず、医薬品製造販売業者や向精神薬を取り扱う卸売業者等による適切な対応が取られず、結果的に大量の向精神薬が横流しされる事態となりました。

つきましては、下記事項に留意して、各地方厚生局麻薬取締部、貴管内関係団体（医師会、歯科医師会、薬剤師会等）、向精神薬を取り扱う卸売業者等との連携をより一層密にして向精神薬の適正な流通及び管理の徹底を図るとともに、向精神薬の不正流通の疑いを認知した場合には厳正に対処されるようお願いいたします。

記

留意事項

1. 向精神薬不正流通防止のために、貴管内医薬品製造販売業者、向精神薬を取り扱う卸売業者等との連携強化を図り、向精神薬の不正取引に関係しているおそれがある場合には速やかに情報提供するよう指導すること。併せて、関係団体の協力を得て、不正取引の防止に取り組むこと。
2. 管轄麻薬取締部と連携して、向精神薬を取り扱う卸売業者への立入検査を計画的に実施し、向精神薬の販売先、その数量等について確認するなどし、向精神薬の流通実態の把握に努めること。
3. ある時期を機に向精神薬の購入量が不自然に増加した病院、診療所、薬局等に対し、監視指導を強化すること。
4. 施設の規模と合致しない量の向精神薬又は標榜診療科目と合致しない向精神薬を購入している病院、診療所等に対し、監視指導を強化すること。



27 高医薬第 1098 号
平成 27 年 12 月 17 日

薬局開設者 様

高知県健康政策部医事薬務課長
(公 印 省 略)

向精神薬の適正流通及び管理に関する監視指導の強化について

日頃は、本県の薬務行政にご協力賜り感謝申し上げます。

さて、先般、東京都内で医療機関を開設する医師が大量の向精神薬を営利の目的で不正に譲り渡す事件が発生しました。本件は当該医師が向精神薬を取り扱う卸売業者から大量の向精神薬を購入していたにもかかわらず、医薬品製造販売業者や向精神薬を取り扱う卸売業者等による適切な対応が取られず、結果的に大量の向精神薬が横流しされる事態になったとされています。

本件を受けて、平成 27 年 11 月 10 日付けで厚生労働省医薬・生活衛生局監視指導・麻薬対策課長から向精神薬の適正な流通及び管理の徹底を図るよう通知がありました。

つきましては、貴局におかれましても引き続き、向精神薬の適正流通及び管理の徹底についてよろしく願いいたします。

問い合わせ先

高知県健康政策部医事薬務課

薬事指導 高尾、土居

〒780-8570

高知市丸ノ内 1 丁目 2 番 2 0 号

TEL 088-823-9682

FAX 088-823-9137



27 高医薬第 1098 号
平成 27 年 12 月 17 日

医療機関開設者 様

高知県健康政策部医事薬務課長
(公 印 省 略)

向精神薬の適正流通及び管理に関する監視指導の強化について

日頃は、本県の薬務行政にご協力賜り感謝申し上げます。

さて、先般、東京都内で医療機関を開設する医師が大量の向精神薬を営利の目的で不正に譲り渡す事件が発生しました。本件は当該医師が向精神薬を取り扱う卸売業者から大量の向精神薬を購入していたにもかかわらず、医薬品製造販売業者や向精神薬を取り扱う卸売業者等による適切な対応が取られず、結果的に大量の向精神薬が横流しされる事態になったとされています。

本件を受けて、平成 27 年 11 月 10 日付けで厚生労働省医薬・生活衛生局監視指導・麻薬対策課長から向精神薬の適正な流通及び管理の徹底を図るよう通知がありました。

つきましては、貴院におかれましても引き続き、向精神薬の適切な処方による不正流通の防止及び管理の徹底についてよろしくお願いいたします。

問い合わせ先
高知県健康政策部医事薬務課
薬事指導 高尾、土居
〒780-8570
高知市丸ノ内 1 丁目 2 番 20 号
TEL 088-823-9682
FAX 088-823-9137